

石巻市立病院クレジットカード納付導入に伴う指定代理納付者選定に係る プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、石巻市立病院におけるクレジットカード納付導入に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の選定を行うに当たり、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 事業名 石巻市立病院クレジットカード納付導入に伴う指定代理納付事業
- (2) 事業内容 「石巻市立病院クレジットカード納付導入に伴う指定代理納付者選定に係る仕様書」のとおり
- (3) 事業期間等 開院日（平成28年9月1日）から平成29年3月31日まで。
ただし、翌年度の予算成立後に双方協議の上、契約期間を1年間延長できることとし、以降も同様とする。
- (4) 履行場所 石巻市立病院
石巻市穀町15番1号

3 実施形式

公募型プロポーザル方式により選考を行う。

提出書類の審査のほか、必要に応じてプレゼンテーション等を実施し、指定代理納付事業に適した1者又は複数者を選定する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第157条の2第1項各号の規定に該当すること。
- (2) 180床以上の病院におけるクレジットカードの指定代理納付事業の受託実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受け

た者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

- (6) 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当しない者であること。
- (7) 平成28年4月1日を基準日とし、直近1年間における国税（法人税及び消費税）、都道府県民税（法人事業税）及び市区町村税（法人市区町村民税、固定資産税）に滞納がない者であること。

5 書類配布

本プロポーザルに係る書類を次のとおり配布するので、各自取得すること。

- (1) 配布期間 平成28年5月9日（月）から5月20日（金）まで
- (2) 配布方法 石巻市ホームページからダウンロード

6 参加申込書及び質問書の提出

(1) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下に定めるところにより、必要な書類を提出し、参加資格要件の確認を受けること。

ア 提出期間

平成28年5月9日（月）から5月20日（金）午後5時まで

イ 提出場所 後記14「問合せ及び書類提出先」参照

ウ 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

持参の場合の受付時間は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までとする。

郵送による場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「参加申込書在中」と朱書すること。）とし、アに定める提出期間中必着とする。

エ 提出書類

(ア) 参加申込書（様式1）

(イ) 事業実績調書（様式2）

(ウ) 商業登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）

(エ) 平成28年4月1日を基準日とし、直近1年間における国税（法人税及び消費税）、都道府県民税（法人事業税）及び市区町村税（法人市区町村民税、固定資産税）の納税証明書又は未納がないことの証明書

(オ) 会社概要又は事業概要等

※応募企業の事業内容、事業の経歴・概要がわかるもの。（パンフレット等可）

(カ) 財務諸表類の写し（直近のもの）

※貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの。

(キ) 親会社の連結貸借対照表（連結子会社の場合）

(7) 契約書案

- a 公立病院における契約について必要な事項を記入すること。
- b 指定代理納付方法は、納入義務者に代わって立替払いをする「立替払型」であることを明記すること。

オ 提出部数 各1部

(2) 質問書の提出

質問がある場合は、以下に定めるところにより、質問書を提出することとし、口頭での質問には応じない。

ア 提出期間

平成28年5月9日（月）から5月20日（金）午後5時まで

イ 提出場所 後記14「問合せ及び書類提出先」参照

ウ 提出方法

電子メールにより提出すること。

また、電子メール送信後に電話にて電子メールを送信した旨の連絡を行うこと。

エ 提出書類 質問書（様式3）

オ 回答方法

参加申込者全員に対して電子メールで回答する。

7 参加資格審査結果の通知

平成28年5月25日（水）までに参加申込者全員に対して通知し、参加資格があると認められた者には、企画提案書の提出要請を行う。

8 企画提案書の提出

参加資格があると認められた者は、以下により企画提案書等の書類を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書（様式4）
- (2) 提出期間 提出要請日から平成28年6月6日（月）午後5時まで
- (3) 提出場所 後記14「問合せ及び書類提出先」参照
- (4) 提出部数 各11部
- (5) 提出方法 持参又は郵送で提出すること。
持参の場合の受付時間は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までとする。
郵送による場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「企画提案書類在中」と朱書すること。）とし、(2)に定める提出期間中必着とする。

9 審査方法等

(1) 審査を行う者

提出された企画提案書等は、石巻市立病院クレジットカード納付導入に伴う指定

代理納付者選定に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査する。

(2) 審査方法

企画提案書による書面審査のほか、必要に応じて企画提案書等の内容に基づくプレゼンテーション等による審査を行う。

なお、選定委員会が本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された企画提案書等により第1次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で行う。

また、第1次審査を行った場合は、参加を表明した全ての者に対してその結果を書面で通知することとする。

(3) 提案者の失格事項等

ア 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(ア) 参加資格要件を満たさない場合

(イ) 企画提案書等を提出期限までに提出しなかった場合

(ウ) 選定委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本公募に関し援助を求めた場合又は不正な接触を行った場合

イ 提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする場合がある。

(ア) 本プロポーザルの実施に係る公告及び本実施要領に適合しない企画提案書等を作成し、提出した場合

(イ) 提案すべき事項の全部若しくは一部を提案せず又は提出する企画提案書等に虚偽の記載をし、これを提出した場合

10 審査及び結果の通知

(1) 選定方法

提出された企画提案書等による審査を行い、「VISA」、「MasterCard」、「JCB」及び「AMERICAN EXPRESS」のカードが使用できるように、1者又は複数者を選定する。

複数者を選定した場合は、幹事事業者を定め複数事業者間の調整を行うこととする。

(2) 評価項目

ア 事業実績

イ 手数料率

ウ 研修指導体制

エ 個人情報保護体制

オ その他自由提案等

(3) 審査結果通知

- ア 審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知するとともに、石巻市ホームページ上で公表する。
- イ 非選定の通知を受けた提案者は、通知の日の翌日から起算して7日以内に非選定理由についての説明を文書により求めることができる。
- ウ 回答は、非選定理由についての説明を求める文書を本市で受け付けた翌日から起算して10日以内に文書により通知する。

1.1 契約の締結

審査結果に基づき選定した指定代理納付事業に適した1者又は複数者と、本件事業について契約締結の交渉を行う。

1.2 実施日程

プロポーザルによる受託候補者の選定は、次のとおり実施する。

期 間 ・ 期 限 等	内 容
平成28年5月9日（月）	公告及び実施要領等の交付開始
平成28年5月9日（月） ～平成28年5月20日（金）	参加申込書、質問の受付期間
平成28年5月25日（水）	参加資格確認通知、質問回答期限
平成28年6月6日（月）	提案書等の提出期限
平成28年6月下旬	審査結果の発表及び通知

1.3 その他

- (1) 提案等手続において用いる言語は日本語、金銭の支払に用いる通貨は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (2) 公募開始の日から事業者の選定が終了するまでの間、選定委員会の委員及び担当部局関係職員に対する営業活動を禁止する。
- (3) 本プロポーザルに要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出書類は、返却しないこととする。
- (5) 書類は、提出者に無断で事業者選定の用以外の目的に使用しないこととする。ただし、石巻市情報公開条例（平成17年石巻市条例第14号）に基づき公開する場合がある。
- (6) 提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、委託先に選定された提案者の企画提案書等については、石巻市が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。
- (7) 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- (8) 提出後の書類の差し替え、変更、再提出及び追加は認めない。ただし、記載漏れ等につき、本市が補正を求めた場合を除く。

- (9) 参加資格確認後に提案書提出を辞退する場合は、提案書提出期間内に、また提案書提出後に辞退する場合は、後記14の問合せ先に連絡を行った後、文書（任意様式）により、辞退届を提出すること。
- (10) 参加者は、選定委員会の審査結果に対し苦情を申し立てることができないこととする。

14 問合せ及び書類提出先

石巻市病院局事務部病院管理課

〒986-0824

宮城県石巻市立町一丁目4番15号 石巻ビルディング5階

電話 (0225) 25-5695

FAX (0225) 25-5673

E-mail cliishigen@city.ishinomaki.lg.jp

石巻市ホームページアドレス：<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>